令和８年（フ）第１０３号
神奈川県足柄上郡山北町岸599番地の１
破産者　川口　誠明
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５５号
神奈川県平塚市新町６番23―13号
破産者　座間　大介
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５８号
神奈川県秦野市ひばりケ丘７番２号　宮ノ脇コーポ　105号
破産者　眞坂　裕樹
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０６号
神奈川県秦野市南矢名2192番地の１
破産者　松村　健一
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７６号
新潟市西区小針８丁目４番17号
破産者　三九二　仁
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５８号
新潟県新発田市月岡温泉617番地３　滝アパート　102、前住所新潟県新潟市北区新鼻20番地
破産者　若月　雄介
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１号
富山県下新川郡入善町椚山778番地
破産者　上田美香子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第５号
富山県魚津市住吉2402番地３
破産者　ＡＩ創造舎こと　山﨑　晃男
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第９号
富山県黒部市宇奈月町愛本新351番地
破産者　内呂　周章
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第１５号
富山県下新川郡入善町上野1172番地　グリンピュア入善Ｂ―101
破産者　成伯　俊光
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第１７号
富山県下新川郡入善町上野1933番地２
破産者　板川　孝志
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第９号
石川県七尾市小島町チ部61番地１
破産者　Ｃｏｆｆｅｅ木馬こと　諸谷　典子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（フ）第９号
岐阜県中津川市坂下399番地２
破産者　赤坂　　剛
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２６号
岐阜県瑞浪市土岐町7203番地の10　サンハイツ瑞浪306号
破産者　田中　道則
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１０８号
静岡県掛川市大坂392番地の１、住民票上の住所静岡県掛川市大坂6686番地の７
破産者　エフェクトこと　太田　益広
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第９６号
愛知県一宮市小信中島字東鵜平16番地　エストメール小信５号
破産者　小島　好豊
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２７号
大津市唐崎四丁目６番６―103号　メゾンアルモニー
破産者　益田誠一朗
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２８２号
京都市南区上鳥羽八王神町322番地
破産者　ホワイトデンタルラボこと　中村　佳朗
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２８３号
京都市南区上鳥羽八王神町322番地
破産者　中村久美子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係